

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課・電話番号等	支援分野
館山市	新規就農者への支援・相談活動	新規就農希望者	新規就農を希望する者に対し、研修受入施設等での実地研修を行うための支援や独立就農に向けた準備等を支援する。	—	—	農水産課 0470-22-3396	1
鴨川市	鴨川暮らしセミナー	本市へ移住・2地域居住を検討されている都市住民または、既存移住者及び市民	農業事務所OB等を講師とし、座学・実習を合わせた農業セミナーを年間20回開催。 農的以外の内容もセミナーに組み込み、田舎暮らしに必要なスキルや楽しみ方も学ぶ。	随時	—	まちづくり推進課 住み続けたいまちづくり係 04-7093-7828 http://www.furusato-kamogawa.net/	2
	空き家バンク	本市への移住・2地域居住希望者	本制度へ登録した方に、空き家バンク等の物件情報を提供する。	通年	—		8
南房総市	三芳新規就農支援施設	市への定住意思がある、農業実務、農業研修の経験者、または、市内で農業研修を受ける者。	目的：新規就農者の定住を促進させるための初期段階として、農業経営者となることに強い意思を有するともに農業で生計が成り立つ営農計画を作成できる者の住居として安価に借りられる施設 施設内容：和室(6畳)、洋室(10畳)、作業室(16畳)、浴室、トイレ、屋根裏(15畳) 使用料：月額35,000円	—	—	農林水産課地域資源再生室 0470-33-1073 http://www.city.minamiboso.chiba.jp/	8
	南房総市新規就農者支援事業【就農研修支援事業】	(1)市内に住所があり、地域の中心的な農業者を目指す者で、農業経営体育成セミナーを受講する者 (2)原則55歳以下で市内に住所があり、研修終了後1年以内に市内で営農または雇用就農を開始する者	(1)県安房農業事務所が実施する農業経営体育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する 補助額：1人につき5万円/年・最長3年 (2)市長が認定した市内の研修機関において6か月以上の研修を受ける者に対し、補助金を交付する事業 補助額：1人につき5万円/月・最長2年	—	—		3
	南房総市新規就農者支援事業【研修生受入支援事業】	指導農業士、農業士、認定農業者、農業生産法人または3戸以上の農家の集合体で、市内に住所がある者(事前に市長の認定を受けてもらいます。)	6か月以上かつ月間100時間以上の研修期間を設けて、研修生が就農に必要な農業技術などを教える者に対し、補助金を交付する事業 補助額：研修生1人につき3万円/月・同一研修生につき最長2年	—	—		6
	南房総市新規就農者支援事業【経営自立安定支援事業】	概ね55歳以下で市内に住所があり、就農後3年以内で今後5年以上市内で営農および居住する者	地域農業の中心となる農業者になることを目指し営農する新規就農者に対し、補助金を交付する事業 補助額：就農後3年の間で次のとおり 【非農家出身者】最長2年 交付1年目・1人につき5万円/月 交付2年目・1人につき3万円/月 【農家出身者】最長1年 1人につき3万円/月	—	—		4
鋸南町	鋸南町新規就農者支援事業	(1)町内に住所があり、千葉県が実施する農業経営体育成セミナーを受講する者 (2)研修終了後に町内農地で営農又は雇用就農を開始する者	(1)千葉県安房農業事務所が実施する農業経営体育成セミナーの受講者に対し、補助金を交付する 補助額：1人につき5万円/年・最長3年 (2)千葉県立農業大学の主催する研修を受講する者に対し、補助金を交付する 補助額：1人につき5万円/年・最長3年	—	—	地域振興課 0470-55-4805 http://www.town.kyonan.chiba.jp/	3

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援(あっせん・家賃補助を含む) 9. その他